

明治二年、古川町方村後風土記書上帳

はじめに

付図を含めて四巻からなる『古川町史 史料編』（以下『町史』）は、自治体史の中で白眉といえる。それはひとえに、碩学大野政雄氏とそれを支援した古川町民との厚い信頼関係がもたらした賜物である。大野氏（一九〇九—一〇〇七）が亡くなつて久しい今でも、町には氏への変わらぬ感謝と敬愛の念が残る。

こうしてできた町史には実に良質な史料が収められている。それによりこの地域を深く理解することができるだけでなく、一地域史という枠を越えて広く示唆を与えることになる。個別特殊な著作であるとともに、普遍的な価値をも備えているのである。あるいは、個別特殊であることを極めたが故に、普遍的価値を持ち得たといえよう。

今回取り上げる、飛騨国後風土記書上もそうした史料の一つである。町史には

- ・信包（個人蔵）
- ・杉崎（寿楽寺蔵）
- ・上北（飛騨市蔵）

の三村分の書上が収載されている。明治二年に高山県知事宮原積が富田礼彦に委嘱して、飛騨の地誌を編纂させた。それが明治六年に『斐太後風土記』として結実する。編纂に先立ち、高山県が飛騨中の村々に飛騨国後風土記書上を作成して提出することを命じた（『町史』一・四九五）。飛騨の四百余か村がそれに応じて、村内を調査し書き上げることになる。

福井 重治

しかしながら、その書上の実態を明らかにしないままに、これまで『斐太後風土記』を富田礼彦の著書と解して安易に重宝がり利用してきた傾向があつた。最近では、明治期に編纂された『斐太後風土記』を幕府に献上したとか、国立公文書館所蔵の写本を原本とするなど誤謬が目に余る（『高山市史』（一〇一〇）は論外にしても、もう一度このすぐれた古典的著作の成立を丁寧に検証しその性格を明らかにすることで正確な利用を心掛けていく必要がある。³

一、引用書目

江戸時代に高山役所の地役人であつた富田礼彦は、高山の国学者田中大秀の門下であつた。その豊かな学殖は、著書冒頭に掲げられた「引用書目」によく表われている。引用書目とは、今日風にいえば参考文献であり出典である。そこには和漢の書物が九十四種挙げてある。和本では江記』『荏野冊子』などもある。漢籍では『史記』『前後漢書』『杜律』などである。

一方、本文にあたると引用書はそれらにとどまつてはいない。たとえば、『梅花無尽藏』『雲根志』『閑田耕筆』『崎人伝』『北海遊簿』や飛騨で書かれた『高原旧事録』『三郡神社考』『運材図会』『千光寺記』『三沢記』など、さらには元禄検地帳・村明細帳・宝曆除地帳といった地元古文書にまでおよんでいる。また、同僚山崎弘泰「山分衣」、亡友蒲八十村「旧記」「見聞録」「遺録」などの引用も目を引く。

それらに加えて今回取り上げる書上が、「村長が風土記書上帳」・「風土記書上」・「村長書上帳」・「村長の書上」・「今般調書」などとして随所にちりばめられている。

二、残された書上帳

飛騨で編まれた各自治体史の中で、明治三年に高山役所に提出したこの書上を採っているものは『古川町史』以外には『神岡町史』『河合村誌』しかない。それらはすべて地元に残された控えとなつていて。地元に残る控えを採取することこそがたいへん地道で重要な作業なのであり、他の地域でも同様な努力が期待される。しかしながら一方では、当時高山県に提出された正式文書が実は残つていてはあまり知られていない。本来なら、提出先の高山県役所に残るはずだが、実際は編集にあつた富田礼彦の手元に置かれたまま残されたのである。そうした残り方をしたのは、明治四年に高山県が筑摩県へと再編制され、発注した高山県が消滅したためと推測される。

これまでに書上原本の存在を明らかにしてくれたのが、礼彦の孫にあたる富田令禾氏である。昭和三十九年から十九回にわたり、『飛騨春秋』に連載された「風土書上帳」でそれらの一部を紹介したのである。令禾氏によれば、当時富田家に残されていたのは大野郡六十六か村、吉城郡六十一か村、益田郡四十五か村の各分だという。⁴それ以外の分は、散逸したのかそもそも未提出だったのか確認できていない。令禾氏は、それらの中から十六か村を取り上げて翻刻し紹介した。書上の内容は村により濃淡の差があり、令禾氏はそれらの中から中身の充実したものを特に選んだと思われる。その十六か村の中に古川町方村が含まれている。その分量は多く、五回にわたって掲載していく、全体の四分一の紙面を占めることになる。その辺の事情を次のように後書きしている。

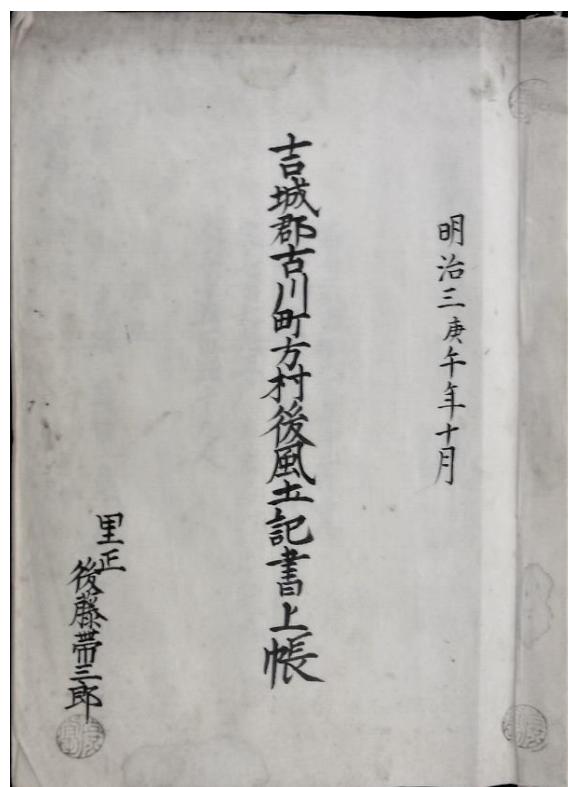
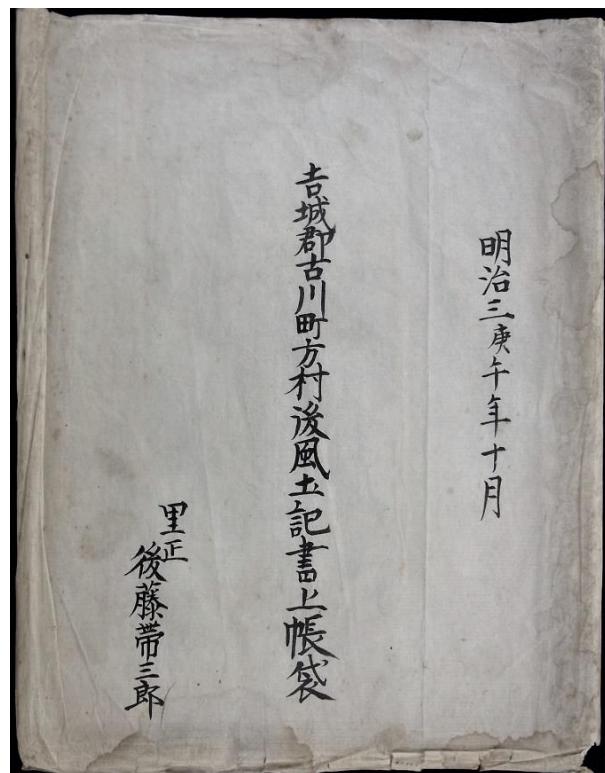
この書上帳の表紙に、里正後藤帶三郎と筆者の名が明記してある。他町村に比べて詳細な書き方であるが、此人は山崎弘泰門の篤学者で、田中大秀門の重孫の長男である。通名は源七郎かこの帶三郎で重泰が

本名。明治維新には戸長や大区長となり、後、郵便局長も勤めた。明治四十四年十二月十三日、六十八才で没した高名の有識人である。

以下で古川町方村の書上を写真で載せる。長文であるため、当初は一部の紹介に留めることも考えた。というのは令禾氏がすでに全文を翻刻しているし、『斐太後風土記』がこの書上に多く負つていて重複する部分が多いからである。したがつて、ここで多くの紙面を割いて紹介することに躊躇したが、古川町方村について詳細に記したかくも貴重な遺産を、まずは地元の方々に是非とも知つてほしいと考えあえて全文を掲載することにした次第である。

なお、史料の撮影には飛騨高山まちの博物館の牛丸岳彦館長および松永英也学芸員に多くの便宜を図つていただきた。記して感謝申し上げたい。

三、古川町方村後風土記書上帳



桑飼一種ハ古昔ニ陪セリ

鱒ハ兩流トセ玉リ

鯰ハ宮川ニミニテ荒城川ニ古ヘヨリ登リタコトナニ
專采ハ金森家他國ヨリ種ナ持來テ增嵩城ノ堀ヘ
植テレシガ此國ニテ始ナリトイヘリ

桑ハステ川ノ東北方ニヨシトシ土ハ砂垣土ナ上呂トセリ

イヘリアハ此邊ノ地ヨクカナヘリ

梨ハヨク地ニ應ヒテ古ヘヨリ變來ニチ慶應元年ノ
火災ニ皆焼矢テ今ハ名ノミ有ノミ
汽油ハ米泔水ナ齊カシテ濁レルナテシテ醸ナリ此

里ニテ始ル

水油ハ松檜等ノ脂木ヨリ火ニ製テ醸ナリ今年ヨリ始

蔭村里程

東至 芳村六丁 岩村十六丁 是童村六丁

西至 平岩村五丁 大村十六丁

南至 岩瀬村五丁

廣瀬村壹里

北至 下北村三丁

中北村地續

行直村四丁

村名義ハ町家ノ上二屬村アリ此上町ト下町トノ間ニ字古町トノ
所アリ(今下町ニ屬セリ古川次郎)此地往昔ノ古川町ナリ上古洪水ノ時ナ
ト宮川ノ流所カハリテ此地モトノ川筋ナリシニエ古川トイヒシナラムサテ

天正年中金森法印増嵩ニ新城ヲ築キ始城ヲ廢シテ町家ヲモ新城下
ノ増嵩野トイヒシ所(ウツシ田口ナシ廢セス今ニ古川トイヘリ町方トイ
ハ佐藤義郷云軍書ニ敵方味方トイヘルト同意シテ町ニ屬シタル大野
上町ナトヲ町方トイヒシニマサテ後混合シテ一村ノ名トヨリシナラム

蘭糸紬真綿蠶種梨鰐鮑尊菜桑
銘酒
松皮
環
小竹
大江山
水油
津油
無類
都督
他村二

產物

高千貳百拾八石五斗三升四合
林樂之植木場三所畦畠村東山内
家七面七拾五戸外居兒戴戸人九人
人三千五百五十九人

吉川町方村 枝村 大野 上町
旅館 伊留 下町
町裏

支村

大野ハ別義ナシ野ナリシテ元録ノサシ已前田畠トナセシヨニテ元
銀ノ度檢地ノ日切帳トイフモノニ大野新田トアリ寛文延宝頃開
キ初シニヤ延宝八年殘地四五町歩モ可有トアリ

上町下町ハ前言ノ古川町ノ上町トイニ下町トイニ三十
旅館ハ増山島城跡ナリ金森可重君ノ在城跡印君率ノ後高山
城ニ移ラシテ后旅館ナリ故此名アリ

仲之濱八町家ト宮川ヲ隔テ西方ニアリ今川筋ニ元文三年ノ
洪水ニ溢レテ入タルモニミナ中北村ノ田園ノ地ヲ行ナリ今藤井
トイフニ石經塚ノアリ所則小嵩路ナリ彼經家ハ享保年中ニ建
久モノニテ古カラス今野鉢塲トイフ所ナ行タル史明ケシ野村
健平玄天保廿年中北村今ノ大塚モセキトメテ元川筋ニ水ナ流シ

タリニトキ仲之瀬ノウテ西方ナル田イク所モ水瀬ウタリ是ミヨリテ思
ニ得タリミハ往昔仲之瀬ト名ツシミハヘナリ上古所タニ瀬水アリ
テミナ田畠ニテハナカリニナリ又字ナ欠口池バメナトイフ水難
ノ多幸所推テミルキナリ

町裏ハ別ナル義ナシ表裏ノ裏表ニテ町家ノ裏ナレハナリ
産神

杉本大神 上北村東固三鎮座祭神社記等右村三紀入
氏子 町方 旅館 仲之瀬

祭日八月五日六日七日 上北村 起方

祭禮ノ式引物ノサマコニ二書ヘキチ誤テ上北村三書田上侍リ

三番叟
白虎臺
青龍臺
鳳凰臺
麒麟臺
三光臺
朱雀臺
金龜臺
當午ノ處次ナリ三番叟之外
屋臺ノ早ノ出來シ順ニ連レリ年々軸十カ年行豆トイヒ
祭ノコト司トリ执行フ翌年三番叟ノ次ナレカ年行司トナル
カ例ナリ

五社大神 高野村鎮座祭神 何ナル神ニ座スヤ傳幾ラ子ハ
シラス里傳ニ集祭ニ所吉城郡ニ坐ス或内五社ナリ古川城鎮
守タル故ニ古川五社ト称ス城主古川二郎ノ傳未詳

祭日八月十一日十一日

高野村

すと面白しが——、大野上町と廻り家毎ヨ酒のミミの
多くてうひつゝ名とやまと高野村の御社より給ト御送
の粧ト前ヨ同——大神トか——とよもとや——給やんあす——

増島天滿宮

祭日九月廿五日

在旅館

覆 桝行三間半 深間九尺桐三柱六間完

拜殿 桝四間 桐三間荒廢二月當時取廻り

除地無字天會郎之 下々島貳畠廿人歩辰新田繩内有之

金刀比羅大神

摺社 右 柏子太神

大和國春日未社ニ有之毎年塙ノ小苞ヲ初穂ニ
奉山例ナリ

増島の古城跡鎮座まば芭原大神故國守金森君の御館の中

小齋奉在りタバ元禄五年出羽國上山へ移アレ多シテ館の廢亡
後鹿井小糸倉のミ達て在——り、村長加藤左近門カヒシトヒ、
ヒ失倉臺今所は遷奉アリ其后明星院と置て齋奉トセリ
程經て明星院もアリカリトドリ加藤氏モ今小急アリ仕奉アリ

稻荷社 祭日二月中ノ午日

同所在東方

社 桝行八尺梁間二間

此御社増島城米倉の守護とて詣奉りたまひ——もの
米倉、今所アリヒキ丁斗南方ニシテ今古會に座す——けを
御城を壞、三ツて後米倉今所地引移一御社ハシムテモ丁斗
東方今所地芭原大神の傍ニ遷奉リケマシテ此御神と同々の

米倉ニ必——齋奉ルル山城國伏見今泰伊呂具名稻祭作
て祭リ——ト始マレシテ此所のハ其間ニ丁斗高てハナキ別神
のマナガリ完カ——

増島櫟草

拔軒中嵩規

雖後踏青節雪消省暖無兒女步霞外櫟并相笑呼

平安僧齋雲

寂々祠堂倚廢城地高秋月揭櫻清分明山水中霄色特助芭原
文雅情

同 茂松

蒲 八十村

玄葉のまづまづと波打テ神のちうひの聲ハナアリ
か妙に里のすまうて増多モマリナリカササガシカサシ

芭原神祠堂記

飛之古川有芭原公祠是原故堡障而其地隆崇登之坦夷如砥
里正勝氏奉芭原神創構堂而尊芭原堂前種以松與梅蓋諸
芭公嘗所愛也大凡草木之生々半天壤間其可愛者不一而
足然古之人各殊其所愛者蓋有其心之所取而存也矣翹望
而已那 中田谷 由是觀之古人之愛草木不翹也今也勝氏耶
諸芭公嘗所愛而種最不知固能知芭公愛之之心歟抑將不
然歟苟知種之則必有知芭公愛之之心也必有知芭公
愛之心而思慕焉是以視其松則思其忠節視其梅則思其
文章思慕不已則遂化于其忠節文章也矣勝氏種之不
亦濱半祠堂厥位而西南汎野盤旋崇翠自峯巒之秀

郡ハ道の口吉城郡ハ道の後より奥飛驒トシ廣瀬荒城古川

三井のうちを、いわゆる北の三井といふ。天正年中北の極へ坐て町の後りに今地移す。今後、山

因云此近キ邊ニ蛇塚平家地藏塚トイアリ中井本末二
地内也俗ニ三塚トイア文政ノ始此蛇塚トイヨリイト古キ銓ノ割タル

方ヲ拾ヒテ高山松田亮長マイラセケルソ蔵方ニ在野翁
其先アリ賤女園ナシ玉形シタルモノ拾ヒタルコトアリ石ナト
ニスリヤハタルハ光ヲ出セリサレト何品トイコトシラス其
后又矢ニリトカタリキ雷翁官石ナトモ拾フコトハマアリ
近キ年齋翁ト茶椀トナ 堀出セリ二品共サニイタマス
今福金寺ニアリ

今宮

祭日八月十日

在下町

祭神末詳 里人云京今官ナ祭リナラムトイリセシ戸
寺村ナル今官ハ惟高親王ナ祭所ナリ又五社ノ別靈

トモイヘリ

社
桁行二間三尺
梁間二間三尺
除地無之十三間三寸間程一村抱

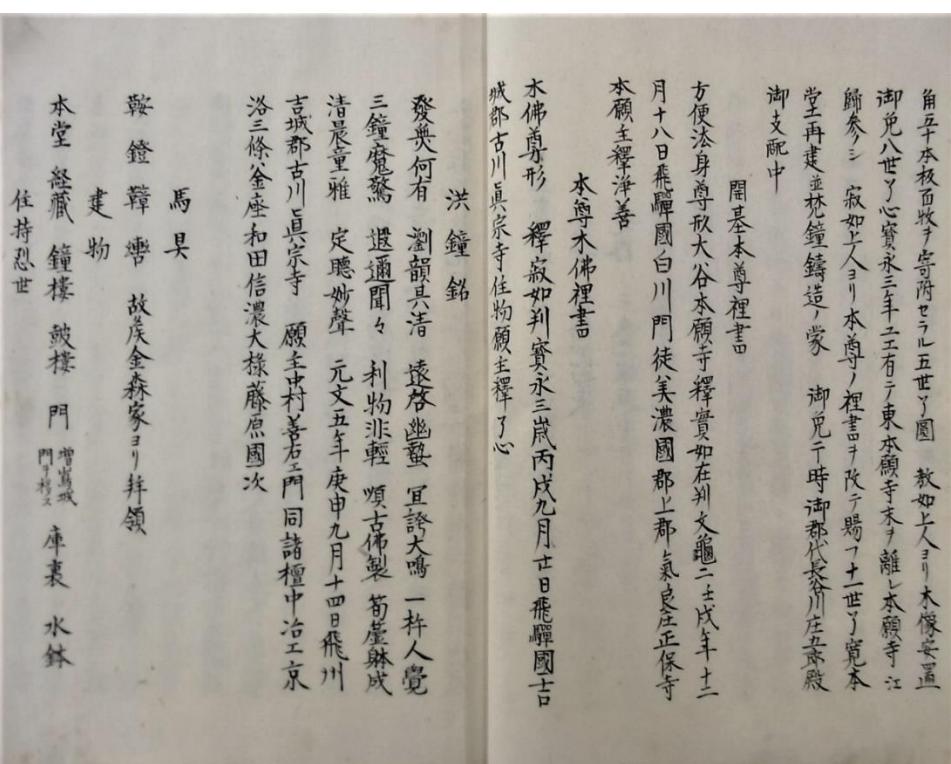
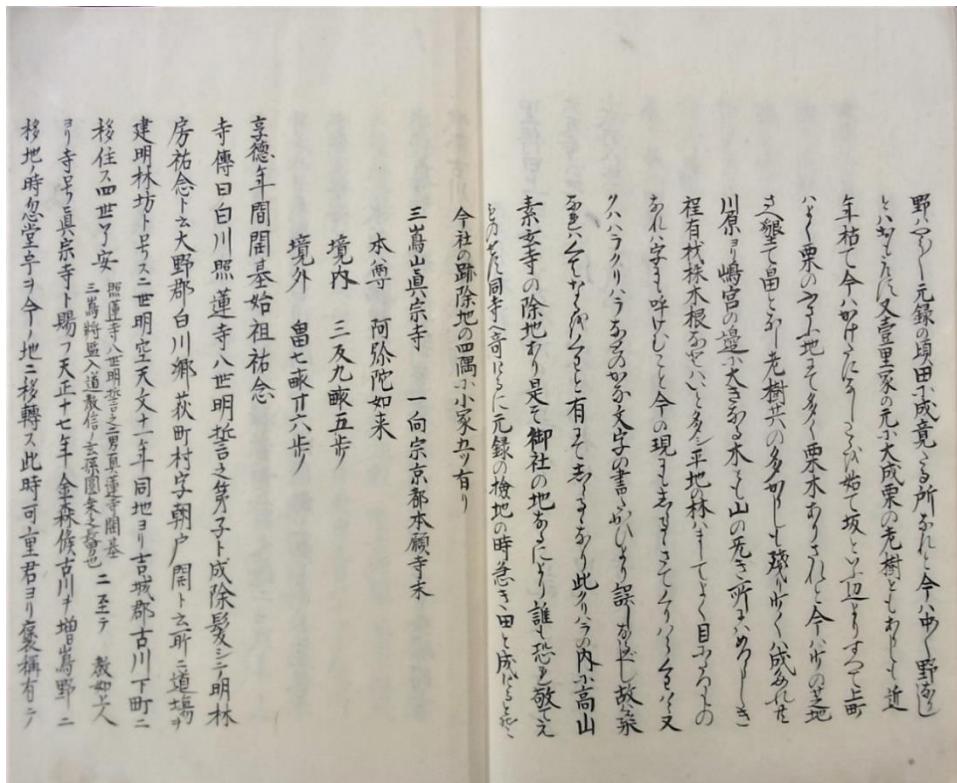
今宮大神ハ、うの御代モ、鎮座シ、懸る傳(ミツル)御事モ、
遠き御世より、坐りん御世の禍(ハラカニシテ)、中古ノ頃ハ、亂ニ
され、と尊ニ式内御社す。其跡所に矢を立れ、外の社ハ
荒キ、廢(ハラカニシテ)有るも、まゝ、ハ、遺(ハラカニシテ)坐。——は、後五十年、モ、ナリ。其
うされど、かく、この社を、造改(ハラカニシテ)、亦、倉(ハラカニシテ)、嘗(ハラカニシテ)、神を崇
め。志の出来、——大直日(ハラカニシテ)、辛(ハラカニシテ)、レ、しかる。——此所(ハラカニシテ)
御社モ、マジナリ。小祠(ハラカニシテ)、今ノ社小造改(ハラカニシテ)、文政(ハラカニシテ)、年頃(ハラカニシテ)

栗原神社

里傳曰上町分子大供御の内異名ノハラと訛り來る所也九
六反歩の地あり往昔ニ栗原神社座ましは旧地にて南城林麗
式内八坐くわくの吉城郡の五社を集祭しゆさい時栗原神社を遷
奉て外の四柱の御靈寶で相殿あいどんす諸奉り前五社と於事奉リ
これ此頃迄何との御社ハ何方之所ところだよアリガアリハ乱
世のままひる等そぞ御社ごしゃ世よハモニシ給たまフ底そこ移うつリ替かフ來くハ此こアリラ小
社こわいしゃニ幸こうニ栗原の本もと御社ごしゃニシモトもと傳つたハ底そこトは
過一年頃吉田殿の御玉串ごぎょくくわ諸よ今ハ田の中なかモハモトもと嵩宮

附云栗原の名義、父字のとく栗樹の多くありし故名耳。是古ハ此地栗林之有けし今ハ其の人に有へれど大

栗原神社
里傳曰上町分子大供御の内異名ノハラと訛り来る所在庄
六反歩の地をり往昔より栗原神社坐すり旧地にて高城麿鹿
式内八坐のうち吉城郡の五社を集祭ら風し時栗原神社を遷
奉て外の四柱ノ御靈實を相殿す諸奉り高五社と称奉り
これ此頃迄何との御社ハ何方と所らとのたゞすと並びじ乱
世のままの尊ニ御社ニ世をもとと給て庶移り替り來り此ノラハ
社名ナリヘリ章と栗原の本ノ御社シテ傳不詳ナヘリも
過一年頃吉田殿の御玉串をも詣る今ハ田の中多ハとて嵩高宮
御旅所遷奉相殿ニ齋奉來リ
附主栗原の名義分子のとく栗樹の多キありし故の名を
ナシ古ハ此邊栗林にて有けじ今ハナシタル人を有ヘリ此大



閑基祐念	二世明宣	三世明祐	四世了安	五世了圓
六世了慶	七世了因	八世了心	九世了善	十世了本
土世了寬	三世了照	三世了貞	四世了超	五世了達
夫世了煌	七世秋	大世了順	九世現住了實	

龍淵石記

飛州古川真宗寺老人曰高勇性慈而行愈勤識明而言愈信爲其檀越者不下千家矣上人日講誥不忘檀信愈深寺之右方一條長川北流入越所謂古川即是其下流西北十許里有村曰袈裟九川中一大石巍然盤半水中石頂汎而爲窟如小池周回可三丈天造自然人皆以稱奇嚮余之遊飛州也知上人有致是大石之志焉今茲九月上人來京師訪余一語卒然及大石遂移之然未有名焉今故來詣願爲名并記

半圖其形容以說移石一事甚詳且盡矣其言曰先是寃政八年春太江村檀越宇右衛門者來告曰袈裟九村大石天質雄伟有之物如龍驅之以寘寺院正面常辨清泉數斛永供盥漱之用不亦一快乎然任重而川險不如姑俟其時計之已閱十有二年以迄文化五年邑人有以荒木爲屋號者父稱久右衛門男稱久藏父子將爲唱首以謀諸貞道之熟慮之曰後三年辛未歲則吾高祖親齋聖人五百五十年回忌辰將光是庚午歲追遠以會同社移石在其前則幸甚矣書佛殿正面有樑樹一柯葉枝踈形如幄幕其大小與石稱焉今賓

大石於其下則宛然爲之蓋如有待而然石高七尺餘長九尺七寸橫六尺容水二石七斗五年其度量以此土製云石色黝然面々如削成上下無澗縫但前面前上有凹處亦成山谷狀余曰既聞其詳如此則有可記者有可名者彼里人之一言真可以名者也夫龍之爲物大小變化難測大石池中其盤蟠處可以爲洲者乃以龍淵名石其誰謂不可中畧余曰一石之動萬人之力萬人之力領之者一上人也上人平津梁濟渡不忘此其福報圓通之力今爲之寶筏而致之者亦未可知也使余親在其地面見之者半猶有可記者今以上人所條陳爲龍淵石記立爾元時文化六年己卯冬

中野煥撰

白豹山本光寺 西京京都本願寺末

本尊阿彌陀如來

境外貳瓦戴敵步

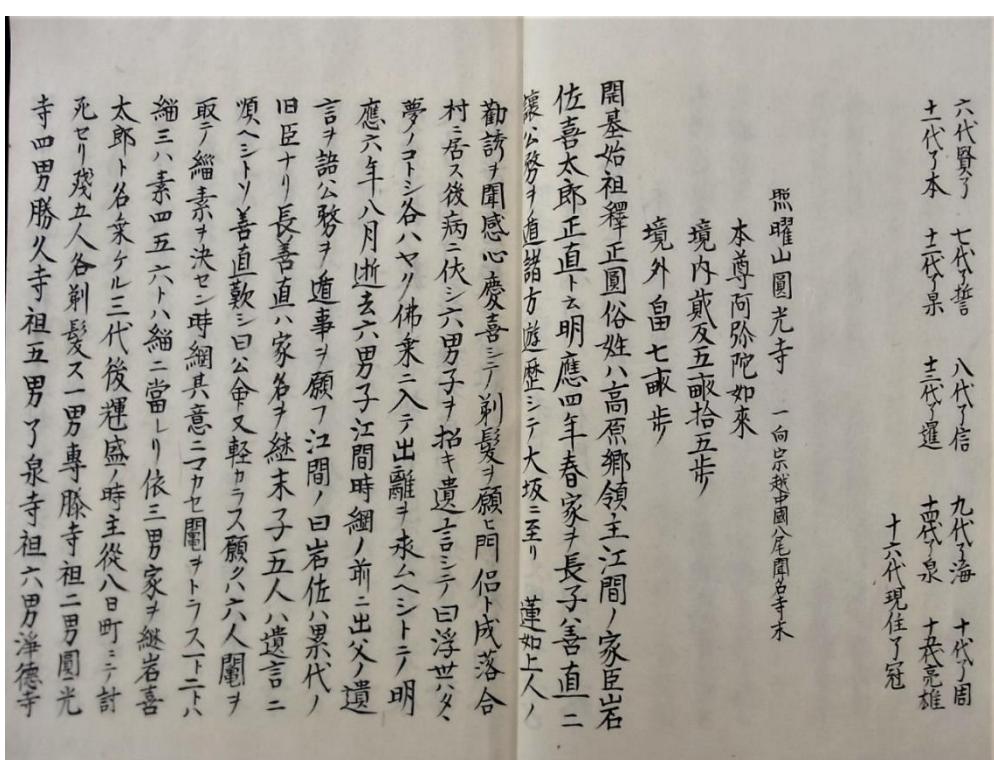
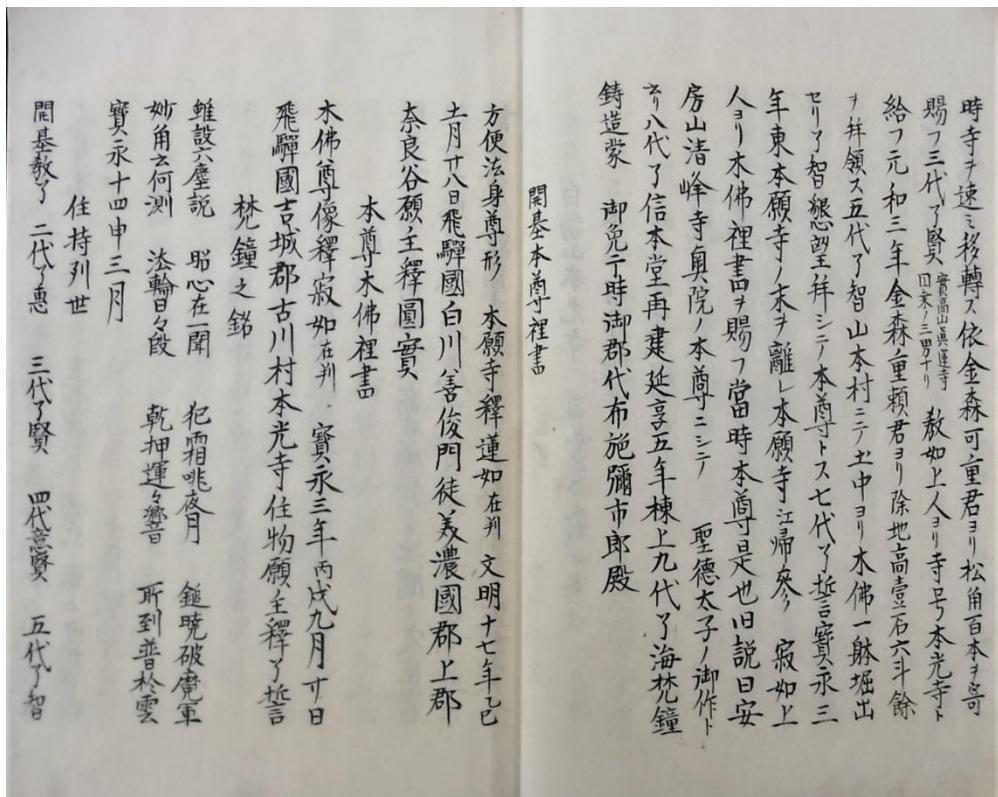
境内壹反九畝四步

閑基始祖教了俗名山下嘉市郎八白川牧戸城主後保木脂

内爲將監爲氏家臣山下市右衛門次男母八爲氏之妹上野久雅氏姨十利勇猛ノ若冠十力無常子觀

中野照蓮寺明心一勸化二歸依三テ刺髮ト落名教了卜改人照蓮寺了教一代ニ到リ古川下町三軒庵ト建教了居シム於茲天文十九年三月五日寂

ス二代了惠天正十七年古町ヨリ古川ト移ナル



祖トナリニ世正祐宇津江村海具江三岬庵ノ総承
正十一年本尊ヲ願 実如上人ヨリ蒙御免道場
ト成蛤城主塩屋筑前守敷地寄附シ給ニト町ニ移
三世淨味天正九年照蓮寺ヨリ紀伊國鷺森
軍旅御見舞、使僧入
顯如上人本尊木佛安置ノ裡書ヲ賜フ天正十七
年金森君古川ナ今地ニ移サル、時諸人ニ先達下
町荒木川ノ邊ニ移ル先達ノ廬表美ニ杉板二百枚ヲ
給フ四世淨善慶長八年准如上人ヨリ寺号ニ正
覺寺ト詔フ敷地川ニ近ク折々洪水ノ恐れ有ニ依
改易ナ國守江訴種村宗雲ノ旧地今ノ地ヲ給フ
六世淨善照蓮寺宣心ノ勘氣ヲ受越中國ハツ
尾聞名寺ニ倚ル彼地ニ居レ貳八年聞名寺覺
禪高山江來テ城江訴帰國御免ニ成翌延寶四
年彼所ニ寂ス七世淨眞帰國ノ後照蓮寺ナ
離レ聞名寺末ニ成庫裡ニ建元錄八年増嵩
城廢ル時門ナ給フ八世淨明洪鐘ヲ鑄造ス
開基本尊裡書
方使法身尊形 永正十一年霜月日大谷本願寺
賈如_{左判} 飛州吉城郡ナ江海具江洞釋正祐
本尊木佛裡書
木佛尊像釋顯如_{左判} 天正九年三月 飛驒國
吉城郡古川上町垣株堂住物願主釋淨味
洪鐘之銘

嗚呼哉 鐘之爲德 誰得能稱 震鑿夏 寶書五葉
立其濟世 美翹集僧 納輪使解 地府皆憑 降伏魔怨
除縛无還 古聖所造 龕宮藏之 兹器雖別 非創危佐
四天乾闢 因循作爲 銅石雖異 香利宣施 開階不退
允由決疑 錚林禦警 惟佛慈憇 嘴呼哉
延享五年歲舍戊辰某月日

住持忍世
開基正圓 二世正祐 三世淨味 四世淨善 五世淨從
六世淨惠 七世淨真 八世淨明 九世淨曜 十世淨超
十一世淨安 十二世淨欣 十三世淨言 十四世現住正誓
大乘山一向寺 一向宗姓中國八尾聞名寺末

本尊阿弥陀如來

一向宗姓中國八尾聞名寺末

除地貳畝十九步 文政三年ヨリ高下町ニ信地
開基大乘八尾聞名寺末古川郷高野村打越ニテ真言宗奇覺院
ノ弟八世也大雲坊ト号ス諸國遍歷ノ砌越前國吉
崎ニ至ル 蓮如上人專教化興隆ノ折柄ナレ何成
宗意ソト潛ニ伺ウナ忽歡喜ノ心起シ密宗ヲ改門
二入名号ヲ賜ヒ飯國ノ后高原郷吉田村聞名寺
一時々問度切ナリニ世了善永正十三年實ノ如上
人ヨリ本尊ヲ賜村内下垣内ニ移垣内堂ト稱
セリ八世了諦元錄二年寂如上人ヨリ本尊木

佛裡書寺号一向寺ト賜フ十三世了念 洪鐘
鑄造十四世了惠古川下町今ノ地ニ移

開基本尊裡書

方使法身尊形永正十三年丙子七月廿八日大谷本
願寺釋實如在判聞名寺門徒飛弘吉城郡古
川鄉在家釋了善

洪鐘銘

自然妙聲隨其所應莫不聞者但有自然妙樂之音
无量大室王微妙淨華臺相好光尋色像起郡生
如來微妙聲梵聲聞十方同地水火風虛空無分別
文化元甲子年

戒尊山福全寺實寶院
真言宗仁峰等十高山國分寺末
本尊阿彌陀如來

右
弘法大師木像

告言洪水ノ霧堂前ノ流上

境内貳畝五歩
境外畠七畝廿歩

往昔開闢不詳寺說曰往古ヨリ密宗ノ寺院名ト雖
荒廢ニ及タリニテ天正年間中真弟一世快存大上諸
國修行有テ當地ニ來給ニ金森可重君増築在城ノ
時登城アリニニ上人ハ當ナラス貴相ナキ奇ニ俗生ヲ問ひ

、更屢ナレバ曾テ顯給ハス或時圓春ノ興ニ參シテ應焉
司家御舍着ノ由談話ノ間ニ演給ハ益々尊敬有之宿
因有シエマ終ニ當地ニ留リ給依テ金森家ヨリ當寺
ノ舊院ヲ再建シ福全寺ト号シ境内境外ノ除地
寄附セラル茲ニ居住シ寛永十年寂ス二世海龍三
世天覺等元錄年間マテ眞言ノ法流タリ其后
修驗來休住持ス實寶院ト改元錄ノ度御檢地

ノ節ニ實寶院ニテ境内外繩受入同二年除地
被仰付次ニ堯秀安永年間マテ住持シテ信濃
國江轉住ノ后良衰廢ニ及シテ玉腰某家ニテ修羅
ナ加ヘ天保六年高山國分寺末寺ト成僧侶文代
シテ寺役ヲ勤來レリ佐喜山腰平文村長良作等御名主故名市中ヨリ生倉ヲ名テ
元修驗理佛支那コナ御ヤスコナ御ヤスコナ御ヤス

什物

笈一具表只金銀金具包之快存上人行脚中所見具
錫杖一柄

茶碗一器快存上人古墳ノ倒タル

土中ヨリ掘出古物ナリ

庚申堂一字

境内
即快存上人之冢ナリ

增嵩山明星院真言宗東院國天平寺本興住年限不詳
增嵩城ノ廢絶ノ後天滿宮ヲ矢倉跡江遷奉リ宮寺
此明生院ヲ置ニ物力能登國石動山天平寺危狀曰

院号乞許之事
令校前ひよどりの
有相違し旨譲考
舊文也因院
檢校主者津波欽信位
元治二年夏疎臣の呈院急
ゆれ達件 奉
元治二年八月廿一日

山号先生詩事
乞松高木
天香住何城宜乞名
早增鴻山有不有相送
考也以絕筆以待
寛延三年九月廿日 本
明月

官川 営國北方ノ長流ニシテ原大野郡宮村ナリ廣瀬
町村ヨリ此里江流
荒城川 又言城川 其原荒城郷森井村ナリ是重村ナ
經テ此里ニテ官川ニ入ル
二流落合テ中北村江行至越中國稱神通川岩瀬ノ海入
船梁 舟數拾七艘 長廿二間 幅二間三尺 荒城川掛亘ス
又除霞橋
俗子橋云
長廿二間 幅二間三尺 荒城川掛亘ス
軸五尺四寸 軸三尺
船長八十五間 初爐船共二只鎖繫置所急流故數板保
鎖長八十五間

二流落合ノ下ニ掛渡ス往昔ハ字舟場トイ渡舟ナリ
シテ文化年頃始テ板橋トナシスセト出水ノ毎ニ川舟
夷轉多ク橋場モ所々ニ移リ替リ折七絶ニ成トサ
アリ殊ニ近來川敷深ク成行橋杭ノ保十悪ク橋ノ
落化度二十日除モ往來滯ニコトマニヤリシニ依テ近キ年
項村長加藤駿尋副長谷川信平等種々ニユ支ミテ
舟橋ナ思キ去年出水ノ后試ニ川筋村々ヨリ普請舟舟
信集メ兩岸ヨリ繩引ハヘテ夫ニ舟ヲ繕舟浮並ヘタル
舟ノ上ヘ引板ナ亘シ舟橋ニシツラヒ通路スル二人馬ニ更
滞ルコトナク且洪水ノトキモ早クトリ園ニ減水ナ待テ直ニ
引渡スニモ是年利ナレハ今度掛替ノコト先前ノコト板
橋ト新規舟橋ト兩ヤウニ公ニ伺白セハ舟橋ノ方御免
賜ヒ用ウキ木モ御免狀ニテ賜ヒテ去ノ冬ヨリ始テ越
中國庄村ヨリ舟大ニ叶來テ今歲安政五年成竟ス
舟橋 舟數十三艘長五間巾四尺三寸上町分ニアリ
鎖長八十間
宮川ニ架亘ス是セ古ヘ板橋ナリシテ慶應戊午年浮梁
トナシス川巾ハイシトナク廣ク成テ上下ハ淺クナルモナリ

古城跡

増嵩三在天正十七年金森長近入道素玄汰印
君ノ築ル所ナリソノ始天正十三年當國ニ討入
トキ白川郷ヲ經テ古川ニ押來リ先古川城ニ入ル
當城ハ往昔古川次郎居テ其后塙屋筑前守ノ

居城タリ古川次郎ヨリ詳ニ塙屋マテノ傳シ筑前守ハ越中國新川郡討

取梅尾猿倉二城郭ヲ構江日代トシテ細江歎右
衛門頼定宗治ヲ置其身ハ古川城ニ居ケルカ天正六年八月越後鎌信猿倉ヲ攻メ由ナ聞馳向ニ利チ
矢ニ同年十月廿日六十三丈ニテ討死シタリ其后
空城タリ依テ當城ニ居テ國士等ヲ攻討古首ヨリ
城中ニ蛤石ト稱ス奇石アリ故ニ旧稱ヲ改蛤城ト

改メラル古川ニ相向フ支ヨリ増嵩ニ新城ヲ築移レリ其
后高山城十三年目ニ成竟テ増嵩城ニ食子
喜藏可重君ニ一万石ナ添家臣西脇右近ヲ附
置玉フ慶長十三年汰印君京都ニテ逝去可重
君雲寺ニ出高山城ニ移其后ハ家臣文代シニテ守ラ
シム故ニ旅館ト云三代出雲守重頼朝臣ノ五女
湧磨子号高顯院當城ニ居テ寛文十一年死去
ノ後高山城ト云二石賀宰相綱紀卿ニ頼ラレ
家臣來テ守ル貞四年同八年台命ニヨツテ高山城及
當城共二殿十悉ク破セシム其時城門ニ林昌寺真
宗寺本光寺圓光寺ホヘ分ナ賜フ所今現ニ存

社廢跡

在セニアリ鋪地ハ悉ク田畠ニ墾今字ニ曰馬場通
リ矢倉跡本丸ニ九、東丸ニ丸、古藏、金平、
半太夫、勘解由、九右衛門、右二門七、侍屋鋪
御馬屋、牢屋鋪ナリ是事旅館分ト云

上町分ニアリイツレノ頃廢絶ト成シヤラレス嵩ノ宮ト云
上町大野ノ產神五社大神ハ社地高野村敷ニテ川向
ニ年々此所ヲ御神吏ノ御旅所トス
此地續小山子と云所ありシハシイタクの誤フ栗原神社
此地ヨ坐キトスアリと過年吉田殿ナリ御玉串を諸
の御旅所江相殿ニ祭リ來ケ

下町分ニアリ字高田壹町三反壹畝才八歩内神屋
鋪ト云アリ里傳曰下町高田ニ鎮坐キトス御社
古ヘナリ產立神ヨリモレハ金森侯天正の頃増嶋
城を築ケテ古川の里ニ増嵩野古川ホラフニニ
云々ニ産立神と上北村東固に遷奉リヨテ是重
村字杉本ニ鎮座キトス御社の有ケリ是も同時
一社小遷ト云フヨリ其頃トヨリ高田ノ御
社ハシニ荒モテ尊き御社モナリセモ世
キモ給ケテ杉本の御社ハア勢のよしアレハ故
小杉本と御名とて今小稱來ルト云々今に兩社の
舊地界の家のミ廻モテ元録の頃御縛請シモ

耕地トハ多ニ内れ、其跡所兩所トニモ、一處作
神屋鋪セ、ト邊六双方共、糞を用シテ、實の如
トシ、今に柴石灰のみを作ねり、此を敬の如く
有ス。

因云高田トイフ邊スヘテ高ク田チ銀生ケルホ

トモ水トセシクテ井堰低クマ有ニ川上ヲ

シシハナレテ水分神ニ貴船社ヲ諸奉レリ

是里村ノ内ナリ

字高田トイフ内ニテモ一キダ高キ所

地内ナリ、社地跡所、申三時ヨリハ

社地ノサマ今現ニミユ

公方古初テ田中鑿子ケトモト夏也

古寺跡

上町分字カハ畠ノ内、灵名塔ノ腰ト云地アリ、イツノ頃

廢し絶タリシマ不知大石ノ礎ナト、今現ニ在此邊ヨリ、高瓦
チ堀出セリ、アリ、瓦目或ハ簾目ノ地紋アリテ、裡ハ布目ア
リサレト、全備ナル稀ナリ。

圓光寺跡上町分ニアリ、今ノ古川圓光寺、旧地ナリ。

真宗寺跡下町分ニアリ、是モ前ニ同シ。

福全寺跡同所ニアリ、前ニ同シ。

本光寺跡同所ニアリ、前ニ同、三谷古川里、増山鳥野ニ
移替ノトキ、光寺ヲサキニ移テ、民屋ヲ移シタリト云傳ヘ
タリ、今各田園トハ成スレト其内二佛殿ノ跡所皆小
家アリ。

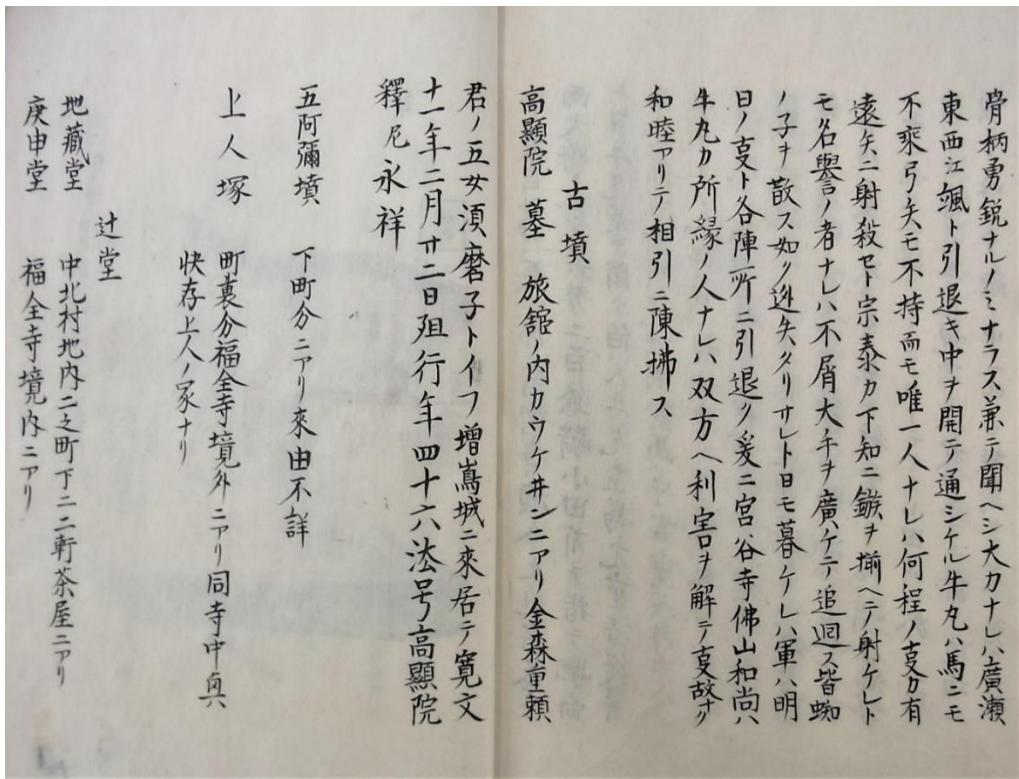
開法院跡町裏分ニアリ、往昔修驗ノ跡所ナリ。

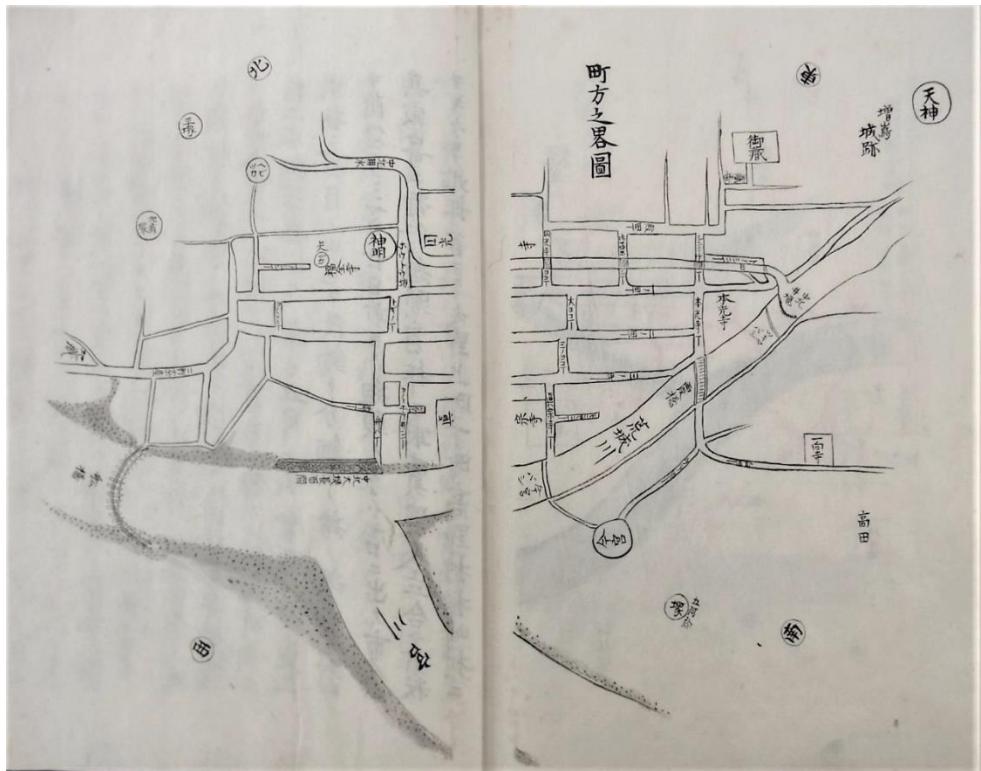
古跡

宗雲屋鋪 金森家士種村宗雲ノ居宅ノ地ナリ、今
圓光寺境内トナル堂外ニ宗雲カ植タリシ老松今ニ
繁茂セリ、宗雲ハ同家士岡部彌九郎ニ害セラル
トナリ。

古戰場

小田莉城主牛丸又太郎親綱ハ祖父童親ヨリ前國司
ノ一跡ヲ拝メ領ミテ、状意ニ募レリ、是ニ因テ廣瀬山
城守宗城此形勢ヲ聞テ急キ牛丸カ不義ヲ誅セ
ニト家臣磯村長十郎高衡廣瀬介之進宗泰ナ
兩大將トシテ、其勢二百餘騎、小田莉チ指テ馳向
ケル牛丸是チ聞テ伯父牛丸左馬允重清從弟
牛丸治郎右衛門親次同對馬守吉重其外宗徒ノ
西キチ集メテ、許義ス親次申ケハ敵ノ寄ルチ、待テ居
ナカラ戦シハ謀拙ニ似タリ、状ニ千弩ヲ賜ラハ馳向
一戰ニ追返スヘシト申ケル、各此義ニ同シテ、次郎右衛門
親次チ隊將トシテ、一面餘人ヲ相添ヘテ遣シケル
カ古川ニ陳チ取テ多ノ勢ヲ待受タリ古川ノ古事記廣瀬等
ハ死ニ無三二討ニカル、ルナコトモセス、小田莉ニ於テ、一騎
當キト憑クル牛丸親次トハ、我支ナリ討テ、歎功ニ
頬レト、呼シテ敵ノ中、此モ擬議セス走リ、竟ニ其勢





卷之三

古川三三桑三用ル粙ハ守薩製ニアラス自製ノ粙ニシテ他
コトニハ少用ルコトナク其製 丸長四尺五寸五分ヨリ八寸目迄近銅耳白銅ナ
常ニ壹貫目ナ五百目トニ常ニ二貫目ナ壹貫目トス故

宣賈目トス故

ニ亲粹ノ八貫目八常ノ拾六貫目ナリ九壹袋ノ米太成
カ拾四五貫目追位ナレハ八貫目ナ極トス此粹町方ニ
拾二本組頭ニミアリ年々五月上旬會所ニ持出壹
本毎ニ貫目ノ甲乙ヲ改鈎ト分銅トニ緒ノ結ニ日二封印
ナ附ハニゲニシマツ廿日前ヨリ組頭ノ家々店ニ出ス市人ハ
其寂寄ニ持行組頭自粹ヲ取賣買人立合ニ貫稅
ナキナリ此粹昔ヨリ大野上町下町高野村杉崎村ニ

アリテ他村ニハナシ是ハ古川ノ金森家士家内貪シテア
蚕飼ヲカハレシヨリ始レトソ其頃ヨリ用ニ來ル所今ニ
三四本存セラアリ頭ニ焼印有テ棹ハ虫ハミタリ

市日

桑市など人代の日より古日前頃より始るそ旨よりの例が
所ハニ之町より朝引へてて家々の軒端は袋を
入る来どかに並て盛の頃にあれハ大路と所をもとて立
てておもむくあへずもそぞうの價を定すに亘
て年一と人の袂に入て指そそ高さ下さば直そ合
ひの物をゆく人並居てて或ハ高く買あひ下へ賣
きて町の上下にてハ價をかくもあふ度うあり

聲もきこえずおのれへ立まれり

ひとめし又時の間にあひちやう或ひそひ一朝のうち
そひ一度もあへ價のひやく夏へおひよすか

大坂の木相場とそ夏へおひよすか

違の有夏ハヤシ——
三月及て——
夏蚕の時も先のこと物をそれと春蚕の時より八十

四月八日灰市ありニ之町下こそ物を田のそなへ
土の灰あり冬春とぞひやく家々に野地芝山の丘
焼けきをれど此日商ひあ

市日ハ此里のあひ吉より五月廿二日まで年中そなへ
日のそなへ一年ハニ之町翌年ハニ之町と年と隔てカレ
リ春のそなへの物を商ふ業あれば越中國濱々の商人
高山の商人里の商人等何品とぞ持來て大路も
所せき近雪を札代のそなへ作りあ——其上そ種々立
たす買ふ人ハ古川近き村々より群集て按合拝合あ
きゆきまことうす声すとぞ商うる——
其中ソニニ四ツあるルト徳利と益と左右持
ひあへりひひめけて温酒くとひづくあ
木過る頃すとへかうらかうらの二醉ま足らす
あり買一魚アヘラ捨魚アヘラす——兩時もか
旅宿の家より桃灯の火とぞ——来ます頃とひづく

登米

此里近キ村々粗糲ナ十月下旬ニ古川御藏工収ム
公ヨリ御奉行二人前日來給ヒテ村々斗日ナ兼定
置朝早ノヨリ斗リ納ル也凡七日ノ間ニ納終テ御藏ナ
封シ里正収納年番御藏番等江預テ置守ラセテ高
山江帰リ玉フ此村々古川収納組トイヘリ翌年ノ春
二月ノ末シカタ雪消足場ノ能クナルヲ待テ高山御
館ノ御藏江運フ是ヲ俗ニ登米ト云ヘリ

其頃エリハ村々をハ馬を常キシテ糲モ代

梳モ待げど其日ニ成ぬまうつとくそ馬を引く
若きシテ勇氣も馬の頭より尻まで何
と取つけ西綱とソレ替ケ、かい服あて家
紋龍のアシタ鬼の面赤く白く染つテ鞍も金具
音具あわせてもん鈴をあドシおのちくわざや
いづく粧ひてほのくきに御藏の大庭ニ駒並て今
と待居る里正、朝る御鍵を持て御藏番
の家に入て御鍵を守りゆふまう。御藏
番所セキモモ松先モモクテ居るがこの中が押付
御藏の戸を開けハ山もろト斗御藏の中走入て
木芭を高くすと持出て舞つてソシマハ馬を却せ
空び立けること走り行かソシマハソシマ行て高山

注

の御藏ハシマ早ハヤシマ者ハヤシマ前ハヤシマ取ハヤシマして男ハヤシマ馬ハヤシマと其日ハヤシマめいほく御館ハヤシマ木廣ハヤシマわハヤシマきハヤシマやハヤシマ賜ハヤシマしここハヤシマアハヤシマ有ハヤシマハハヤシマシ

1、各村からの書上は、「後風土記明細取調」「古跡・里諺等調書」「後風土記書上」「風土書上」などさまざまに表記されている。ここでは、書上を命じた高山役所の廻状が、「当飛騨国後風土記、新規出来に付き、左の類い取調べ申し出づべき事」となっていることから「飛騨国後風土記書上」を探るが、便宜上、単に書上ともした。

2、廻状に例示された取調べ事項は次のようになっている。系譜類（旧家や武士またはその家来）・古記類（社寺縁起や鐘の銘、本尊裏書、経文の奥書、棟札）・旧家・古書・古画・古器・古跡・名所・古墳墓・神社（祭神）・古寺院跡（宗派）・村名・郷名・郡名（名称の由来）・草木鳥獸。

3、『斐太後風土記』に対する『高山市史』の根本的な誤りについては、堀祥岳氏が適確な指摘をおこなっている（『斐太後風土記』の書誌学的考察）（『斐太紀』第26号）。

4、令禾氏によれば、書上は各村以外に寺社や旧家からも提出されたという。

5、飛驒高山まちの博物館所蔵。

6、『斐太後風土記』に書かれている事柄が、その成立年である明治六年のものとは言えない。たとえば、この書上にある「杉本大神」は同三年段階の社号であり、同六年には氣多若宮神社へと変更になつていがごとくである。

